

海外赴任中で帰国後の住まいをお申込みされる方の必要書類

◆資格確認及びご契約の際に必要な書類（原本）等は以下のとおりです。

- ① 在留地の在外公館（日本大使館、日本領事館等）で発行の「在留証明書」
- ② 家族等の同居者がいる場合、日本で発行の「住民票の除票」または「戸籍謄本」（続柄確認のため）
- ③ 所得証明※1 として、日本円で証明された前年の「源泉徴収票」または帰国後の「収入証明書（UR 指定様式）」※2
- ④ 給与支払先が確認できる書類（社員証、在籍証明書、健康保険資格確認書、辞令等のいずれか）
- ⑤ 所持人記入欄に現住所の記載及び顔写真がある本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等のいずれか）
- ⑥ 認印（ただしシャチハタ不可）

◆代理人の方がお手続きされる場合は、上記①～⑥に加え、以下の書類（原本）等が必要となります。詳細は UR 営業センターへお問い合わせください。

- ⑦ 日本領事館で発行の契約者本人の署名証明（サイン証明書）※3
- ⑧ 委任状（UR 指定様式・契約者本人の自署が必要）※4
- ⑨ 反社会的勢力ではないこと等に関する表明確約書（UR 指定様式・契約者本人の自署が必要）※4
- ⑩ 顔写真がある代理人の方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等のいずれか）及び認印（ただしシャチハタ不可）
または代理人の方の印鑑証明書及び実印

【注意】

※1 所得証明書類が提出できない場合は「一時払い制度（1 年分の家賃＋共益費の前払い）」や「貯蓄基準制度（家賃額の 100 倍の預貯金）」等もご利用できます。

一時払い制度をご利用の際は、所得証明が不要となります。

※2 「収入証明書（UR 指定様式）」については下記をご利用ください。

https://www.ur-net.go.jp/chintai/pdf/common/income_own.pdf

また、「転職・就職」される方は、入居開始可能日（＝家賃発生日）が就業日を含む月の前月となる場合にのみ「収入証明書（UR 指定様式）」をご利用いただけます。その際は、同様式に加え、転職・就職したことを示す書類（採用証明書、雇用契約書等）をご提出いただきます。

※3 各国で発行方法等が異なりますので、該当の領事館にお問い合わせください。

※4 ⑧・⑨の書類は UR の営業センターにて配布しております。

以 上